

報告第9号

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、  
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸本 聡子

令和7年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告書・決算書

自令和7年4月1日

至令和8年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)



## 目 次

### 令和7年度事業報告書

I	はじめに	-----	1
II	事業の概要	-----	2
III	事業実績	-----	4
	《参考資料》	-----	1 1
IV	運営体制の充実を図るための取組	-----	2 1
V	事業報告の附属明細書	-----	2 3

### 令和7年度理事会・評議員会開催状況

I	理事会開催状況	-----	2 5
	役員名簿	-----	2 6
II	評議員会開催状況	-----	2 7
	評議員名簿	-----	2 8

### 令和7年度決算書

	貸借対照表	-----	2 9
	正味財産増減計算書	-----	3 0
	正味財産増減計算書内訳表	-----	3 2
	財務諸表に対する注記	-----	3 4
	附属明細書	-----	3 6
	財産目録	-----	3 7

	令和7年度監査報告書	-----	3 9
--	------------	-------	-----

	定款	-----	4 1
--	----	-------	-----



令和7年度

事 業 報 告 書



# I はじめに

厚生労働省東京労働局が令和7年12月に公表した「令和7年 障害者雇用状況の集計結果」（令和7年6月1日時点）では、都内民間企業における障害者雇用の総数は26万3,341人で、前年より11,440人増加（対前年比4.5%増）となり、民間企業に雇用される障害者の人数は着実な伸びを示している。雇用障害者数を障害種別で見ると、対前年比で身体障害者は1.4%増、知的障害者は3.3%増、精神障害者は13.4%増となり、精神障害者の雇用の伸びが顕著となっている。

また、同集計結果による民間企業の実雇用率は、過去最高の2.30%（対前年比0.01ポイント上昇）となり、また、法定雇用率達成企業の割合についても、31.1%（対前年比0.6ポイント上昇）となっている。

当事業団では、民間企業の法定雇用率の引き上げ（2.3%から2.5%へ）や、重度障害者等を週所定労働時間が20時間未満の短時間雇用した場合の雇用率算定化など、障害者雇用における環境の充実が図られたこと等を背景に、令和5年度末に「ワークサポート杉並事業推進プラン（令和6年度～令和8年度）」を策定し、令和7年度は事業推進プランに掲げた数値目標の達成に向けて、計画事業の着実な実施に努めてきたところである。

令和7年度の主な取組としては、就労を希望する重度障害者等を対象に、令和6年度から開始した「スタートアッププログラム」について、カードを用いた電話応答プログラムや短時間体操プログラムなど、利用者のニーズに即した独自の訓練プログラムの開発・提供を行うとともに、利用者が希望する短時間を含めた就労や就労系障害福祉サービスへの円滑な移行に繋げた。

また、就労中の利用登録者からの相談の多様化に適切に対応するため、平日の夜間相談と月1回の土曜相談を継続実施するとともに、利用者一人ひとりの障害特性や就労ニーズに応じた就労支援・職場定着支援に取り組んだ。

さらに、障害者雇用の制度改正を反映して改定した企業向けリーフレットを用いて、区内企業等からの障害者雇用に関する個別相談に随時対応するとともに、職場見学・職場体験実習の実施、企業の従業者を対象とする研修の開催など、きめ細やかな職場訪問・職場開拓を積極的に行った。

これらのほか、ワクサポ広場・知的障害者交流会等の利用者に向けた余暇支援事業や、広く区民等を対象としたワークサポートセミナー・家族向けセミナーなどの普及・啓発事業を実施するとともに、区内の就労支援機関や福祉施設等による障害者雇用支援ネットワーク会議を運営するなど、関係機関との連携強化と相互理解を図るための取組を適宜実施した。

## II 事業の概要

### 1 事業の構成

定款第4条に定める事業		実施事業 (公益目的事業)
第1号事業	障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援	区市町村障害者就労支援事業 【受託事業】
第2号事業	事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援	
第3号事業	障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発	
第4号事業	地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援	
第5号事業	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労移行支援事業 就労定着支援事業 【障害福祉サービス事業】※

※ 第5号事業(就労移行支援事業、就労定着支援事業)においても、必要に応じて受託事業と連携しながら第1号～第4号に相当する業務を実施している。

### 2 実施事業

#### (1) 区市町村障害者就労支援事業 【受託事業】

東京都の補助事業である「区市町村障害者就労支援事業」の実施のために、杉並区が定める「杉並区障害者就労支援センター事業実施要綱」に基づき、区から委託を受けて事業を実施している。

《業務内容》

- ① 利用登録
- ② 就労面の支援
- ③ 生活面の支援
- ④ 地域開拓促進に係る支援
- ⑤ 職業能力、適性の評価
- ⑥ 特別支援学校等との連携
- ⑦ 地域の福祉施設等における一般就労への支援

## (2) 就労移行支援事業、就労定着支援事業【障害福祉サービス事業】

東京都の事業者指定を受け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施している。利用実績に応じて給付される訓練等給付金を主たる財源として、独立採算の視点を持って事業を運営している。

サービスの種類	指定年月日	設置者	事業所名
就労移行支援事業	平成24年4月1日	公益財団法人 杉並区障害者 雇用支援事業団	杉並区障害者 雇用支援センター
就労定着支援事業	平成30年10月1日		

## 3 事業推進プラン

事業団の目的を達成するための基本的な計画として、「ワークサポート杉並 事業推進プラン 令和6(2024)～令和8(2026)年度」を令和5年度に策定した。事業推進プランは、障害者雇用を取り巻く環境変化や区の計画との整合を図りつつ前プランを改定したもので、計画期間中の事業の方向性と各事業項目の年次プランを示し、令和8年度までの達成指標(数値目標)を掲げている。

## 4 事業団の職員構成

令和8年3月31日現在

	受託事業	障害福祉 サービス事業	法人管理	合計
事務局長(常務理事兼任)			1人	1人
常勤職員	6人	2人		8人
嘱託員	6人	2人		8人
パートタイマー	2人	1人	1人	4人
区派遣職員			2人	2人
合計	14人	5人	4人	23人



事業名・事業概要	令和7年度実績	前年度実績
3 職業評価等のアセスメントの充実【事業推進プラン】		
<p>○ 職業評価、GATB(一般職業適性検査)、パソコンスキルチェックをパッケージ化したアセスメントを実施し、重度障害者等への対応の工夫や配慮事項及び本人自身ができることを把握した。</p> <p>○ 把握したアセスメントに基づき、仕事のマッチングや企業へのアピールなどを本人に提供するほか、スタートアッププログラムの充実及び就労移行支援事業の訓練プログラムの的確な実施等へつなげた。</p>	<p>実施人数 9人</p>	<p>12人</p>
4 重度障害者等を対象とするスタートアッププログラム【事業推進プラン】		
<p>就労を希望する重度障害者等を対象に、生活リズムを整えて安定した通所を図るために障害特性に配慮した訓練プログラムを実施するとともに、事業団の就労移行支援事業と連携を図りながら様々なプログラムを実施し、短時間勤務を含む就労や就労系福祉サービスの利用に繋げた。</p>	<p>利用期間 原則6か月 最長1年</p> <p>利用日数 週2日程度</p> <p>実利用者数 16人</p> <p>就職等ステップアップ人数 8人</p>	<p>16人</p> <p>5人</p>
5 職場体験実習		
<p>就労を希望する福祉施設利用者等を対象に、就職への意欲の向上を図るために、区の要綱に基づいて区役所や区内の企業等で職場体験実習を実施した。</p>	<p>実施日数 70日</p> <p>実習者数 20人</p>	<p>91日</p> <p>24人</p>
6 安心して働き続けるための意識啓発支援、余暇活動支援【事業推進プラン】		
<p>(1) 精神障害者交流セミナー及び発達障害者交流セミナーの実施</p> <p>働いている精神障害者及び発達障害者を対象とする交流セミナーにより、働き続けるためのコツや将来的に自立するためのヒントなどの講話を聞く場を設けるとともに、当事者同士による情報共有の場を提供した。</p> <p>(2) ワクサポ広場及び知的障害者交流会の実施</p> <p>働いている知的障害者を対象に、ワクサポ広場(平日の夕方)及び知的障害者交流会(土曜日または日曜日)を実施し、楽しみながら基本的なビジネスマナーを学べる場を設け、余暇活動支援の充実を図った。</p>	<p>【精神障害者交流セミナー及び発達障害者交流セミナー】</p> <p>実施回数 2回</p> <p>参加延べ人数 40人</p> <p>【ワクサポ広場】</p> <p>実施回数 10回</p> <p>参加延べ人数 359人</p> <p>【知的障害者交流会】</p> <p>実施回数 2回</p> <p>参加延べ人数 114人</p>	<p>2回</p> <p>40人</p> <p>11回</p> <p>365人</p> <p>2回</p> <p>94人</p>

## 2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援（第2号事業）

事業名・事業概要	令和7年度実績	前年度実績
1 障害者雇用に関する情報の提供		
<p>(1) 企業向けリーフレットの作成 企業による障害者雇用を促進するため、障害者雇用制度のほか障害特性や対応方法などの内容を盛り込んだリーフレットを作成し、区内企業等への訪問時に配布した。</p> <p>(2) 企業との個別相談 障害者を雇用している事業者やこれから障害者を雇用する意向のある事業者からの相談を受け、障害者の職場定着や新規雇用に関する助言、その他の援助を行った。</p>	<p>作成部数 100部</p> <p>相談件数 3,595件</p>	<p>1,000部</p> <p>2,783件</p>
2 職場開拓の実施【事業推進プラン】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内近隣の企業を訪問して、重度障害者等の特性に対する配慮事項や活用できる障害者雇用制度などを説明した。</li> <li>○ 区民等を対象としたワークサポートセミナーに参加していた区内近隣の企業に働きかけ、重度障害者等からのニーズが高い週20時間未満勤務の職場開拓を実施した。</li> <li>○ ハローワークと連携して障害者未雇用事業所を訪問し、多様な働き方に対応した新たな雇用先の開拓を行った。</li> </ul>	<p>訪問企業数 49社</p> <p>開拓企業数 4社</p>	<p>39社</p> <p>4社</p>
3 企業の障害者雇用を推進するための支援【事業推進プラン】		
<p>(1) 職場見学会・説明会の実施 利用登録者や福祉施設等関係機関の利用者が企業を見学して、企業担当者から業務内容などに関する説明を聞く場を設けた。</p> <p>(2) 企業に対する訓練見学会の実施 企業担当者が実際に訓練事業を見学して、就労を目指す障害者と交流する場を設け、障害者ができる業務内容や具体的な業務の切り出し、障害に関する配慮事項などについて理解、共有できるよう働きかけた。</p> <p>(3) 企業同士による情報交換会の実施 複数の企業が同日に訓練事業を見学する場を設け、企業同士による情報交換会を実施した。</p>	<p>実施回数 1回</p> <p>参加者数 10人</p> <p>実施回数 12回</p> <p>実施回数 2回</p> <p>参加企業数 8社</p>	<p>2回</p> <p>44人</p> <p>4回</p> <p>1回</p> <p>2社</p>

### 3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発（第3号事業）

事業名・事業概要	令和7年度実績	前年度実績
1 障害者就労に関する情報等の収集		
<p>(1) 城南ブロック就労支援連絡会への参加 都内の就労支援機関による連絡会に参加し、障害者就労の事業実施状況や障害者の就労支援に関する情報等を収集した。</p> <p>(2) 各種関係機関連絡会議への参加 区内近隣の関係機関との連携及び情報交換を行う中で、障害者就労や職場実習に関する情報等を収集した。</p>	<p>参加回数 4回</p> <p>【ハローワーク障害者雇用連絡会議】 【杉並区成人期発達障害者実務担当者会】 【杉並区高次脳機能障害者関係機関連絡会】 参加回数 各1回</p>	<p>4回</p> <p>各1回</p>
2 障害者就労に関する情報等の提供		
<p>(1) ワークサポート杉並だよりの発行 事業団の活動状況等を紹介する広報紙を定期的に発行し、トピック的な障害者就労に関する情報提供を行った。</p> <p>(2) ホームページによる情報発信 事業団の様々な事業活動や運営状況のほか、障害者雇用に関する情報を掲載し、発信した。</p> <p>(3) 各種イベント等への参加 地域で開催される各種イベント等に参加し、事業団事業の広報活動を行った。</p>	<p>1回あたりの発行部数 1,300部 発行回数 年4回</p> <p>随時更新</p> <p>【杉並区障害者週間事業】 パネル展示及びスライド放映 【特別支援学校生徒・保護者への説明会】 実施回数 2回</p>	<p>1,300部 年4回</p> <p>随時更新</p> <p>2回</p>
3 障害者就労に関する情報等の普及啓発		
<p>(1) 就職準備フェアの実施 新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターとの共催で就職準備フェアを開催し、障害者の就労と企業による雇用の促進に取り組んだ。</p> <p>(2) ワークサポートセミナーの実施 区民を対象に、働く当事者も参加して障害者就労や障害者雇用等をテーマとするセミナーを開催し、広く障害者就労に関する理解を深めた。</p> <p>(3) 発達障害者と家族の交流会の実施【事業推進プラン】 働いている発達障害者及びその家族のための交流会を開催し、情報共有の場を提供した。</p> <p>(4) 障害者の家族向けセミナーの実施【事業推進プラン】 障害者就労や障害者の将来の自立などをテーマに、障害者の家族対象のセミナーを開催し、家族同士の意見交換の場を提供した。</p>	<p>実施回数 1回 参加人数 25人</p> <p>実施回数 1回 参加者数 33人</p> <p>実施回数 1回 参加者数 12人</p> <p>実施回数 1回 参加者数 40人</p>	<p>1回 96人</p> <p>1回 64人</p> <p>1回 18人</p> <p>1回 31人</p>
4 障害者雇用及び障害者就労に関する研究、分析		
<p>国や他自治体等における施策のほか、他の就労支援機関等の支援に関する研究・分析を行い、支援スキルの向上を図った。</p>	<p>随時実施</p>	<p>随時実施</p>
5 利用登録者を対象としたアンケート調査の実施		
<p>よりの確な就労支援及び定着支援の方法を検討するとともに、事業推進プラン改定の基礎資料とするため、利用登録者に対するアンケート調査を実施した。</p>	<p>調査対象 1,293人</p>	<p>——</p>

#### 4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援（第4号事業）

事業名・事業概要	令和7年度実績	前年度実績
1 地域の関係機関との連携		
<p>(1) 雇用支援ネットワーク会議の開催【事業推進プラン】 障害当事者の意見を直接聞いて、支援の取組に反映するとともに、福祉施設等関係機関の支援員が課題を把握して解決策を学び合い、共有できる場(雇用支援ネットワーク会議)を開催することにより、障害者の就労支援の充実と支援スキルの向上を図った。</p> <p>(2) 福祉施設等関係機関の社会資源に関する情報提供【事業推進プラン】 働いている障害者を対象とした交流セミナーやワクサポ広場を開催する中で、障害者地域相談支援センター「すまいる」の職員から、働きながら使える福祉サービスなどの社会資源に関する情報を得られる機会を設定した。</p> <p>(3) 保健センターや高次脳機能障害者支援機関との情報共有及び連携の強化【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神障害者の障害の特性に応じた支援方法や障害者自身が障害理解を深める方法などに関して、保健センターとの情報共有を図り、連携を強化した。</li> <li>○ 高次脳機能障害者の障害特性や対応方法、障害者自身の障害理解の深め方や就労支援などに関して、高次脳機能障害者の支援機関との情報共有を図り、連携を強化した。</li> </ul> <p>(4) 医療機関への情報の提供と共有及び連携の強化【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害の重度化や多様化に伴い、主治医への迅速な情報提供や情報共有を図ることを通じて、主治医との連携を強化した。</li> <li>○ 医療機関から通院同行時の聞き取りや情報提供書などにより、精神障害や発達障害など、様々な障害や症状を抱えた方とその家族に対応するためのアドバイスを得て、支援に反映した。</li> </ul> <p>(5) 特別支援学校等との連携の強化 特別支援学校への学校訪問や生徒が行う採用前の職場実習への同行などを実施し、スムーズな定着支援につなげた。</p>	<p>実施回数 12回 参加延べ人数 261人</p> <p>実施回数 2回</p> <p>・保健センター等との連携会議 実施回数 7回</p> <p>・相談支援事業所等との連携会議 実施回数 24回</p> <p>・医療機関との相談連携会議 実施回数 4回</p> <p>実施回数 4回</p>	<p>12回 250人</p> <p>2回</p> <p>9回</p> <p>24回</p> <p>3回</p> <p>2回</p>
2 福祉施設等関係機関における就労促進の支援		
<p>(1) 福祉施設等関係機関への障害者就労に関する情報提供等及び連携の促進【事業推進プラン】 区内の福祉施設等関係機関に対して、障害者就労に関する情報の提供を行い、福祉施設等の利用者が就職活動する際の支援を連携して行った。</p> <p>(2) 支援者向けセミナーの実施 福祉施設等関係機関の支援員に向けた障害者就労に関するセミナーを開催し、支援スキルの向上を図った。</p>	<p>提供回数 1,602回</p> <p>実施回数 2回 参加者数 48人</p>	<p>984回</p> <p>2回 39人</p>

## 5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（第5号事業）

事業名・事業概要	令和7年度実績	前年度実績
1 就労移行支援事業		
<p>(1) 就労移行支援事業利用者の安定的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内の福祉施設等関係機関、福祉事務所、保健センター、障害者地域相談支援センター、特別支援学校などとの情報交換を通じて、就労移行支援事業利用希望者の把握に努めた。</li> <li>○ また、就労移行支援事業利用希望者に対して、訓練の見学や実習の受け入れなどを行った。</li> </ul> <p>(2) 訓練プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の障害特性や希望に応じて、職業準備性を高める訓練プログラムを実施した。</li> <li>○ 障害特性に対応した訓練を適切に実施するため、知的・精神・発達障害別のプログラムを実施した。</li> <li>○ 外部講師による講義や施設外活動の訓練プログラムを実施した。</li> <li>○ スタートアッププログラムと緊密に連携し、事業効果の向上を図った。</li> </ul> <p>(3) 福祉サービス第三者評価の受審 3年ごとの福祉サービス第三者評価を受審し、提供サービスの再点検と更なるサービス内容の向上を図る。</p>	<p>随時実施</p> <p>随時実施</p> <p>利用期間 2年間 利用定員 10人 開所日数 年240日 利用時間 10時～16時 就職時の定着支援 6か月</p> <p>実利用者数 18人 一日平均利用者数 7.9人 就労者数 7人</p> <p>(令和6年度受審)</p>	<p>随時実施</p> <p>17人 7.7人 7人</p>
2 就労定着支援事業		
<p>就労移行支援事業の利用から就職し、就職後6か月を経過した障害者を対象として、職場訪問や面談等による定着支援を行った。</p>	<p>利用期間 3年間</p> <p>実利用者数 12人</p>	<p>9人</p>
3 就労選択支援事業の検討・実施【事業推進プラン】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する事業の実施について検討した。</li> <li>○ 今後の検討にあたっては、国や都の動向のほか、他事業所の取組状況も踏まえつつ、区と調整を図りながら継続検討することとした。</li> </ul>	<p>利用期間 1か月 利用定員 10人</p> <p>就労選択支援事業は令和7年10月から開始されており、実施に関する検討、研究を継続して行う。</p>	<p>——</p>
4 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の運営検討【事業推進プラン】		
<p>就労移行支援事業について、事業実績や事業環境の変化に応じた事業運営のあり方等に関する検討を継続実施した。</p>	<p>随時実施</p>	<p>随時実施</p>

## 6 事業推進プランの達成指標(数値目標)

活動指標	令和7年度		令和6年度実績
	計画	実績	
① 新規登録者数	100人	96人	91人
② 相談件数 ※1	12,000件	13,081件	12,021件
③ 職場開拓訪問企業数 ※2	25社	49社	39社
④ スタートアッププログラム利用者数	12人	16人	16人
⑤ 就労移行支援事業平均利用者数 ※3	11.5人	7.9人	7.7人

成果指標	令和7年度		令和6年度実績
	計画	実績	
① 就職者数 ※4	70人	46人	43人
② 職場定着率 ※5	90%	79.1%	90.6%
③ 職場開拓企業数 ※6	2社	4社	4社
④ スタートアッププログラム利用者のステップアップ数 ※7	9人	8人	5人
⑤ 就労移行支援事業利用者の就職率 ※8	85%	77.8%	63.6%

※1 相談件数;電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ人数

※2 職場開拓訪問企業数;職場開拓のための訪問等(オンラインによる打ち合わせを含む)を行った区内近隣の企業等の数

※3 就労移行支援事業平均利用者数;就労移行支援事業の1日あたり平均利用者数(年間延べ出席人数/年間開所日数)

※4 就職者数;事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

※5 職場定着率;事業団の就労定着支援の対象者で、前年度に一般企業等へ就職した者のうち、12か月経過時点で就労を継続している者の割合

※6 職場開拓企業数;区内近隣で新たに雇用または体験実習を受け入れた企業等の数

※7 スタートアッププログラム利用者のステップアップ数;当該年度中にスタートアッププログラムの利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職または就労系福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)へ移行した者の人数

※8 就労移行支援事業利用者就職率;当該年度中に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

## 《参考資料》

### ◇ 就労相談

○ 相談件数

方法別内訳	今年度	前年度
電話等	8,789件	8,108件
うちオンライン	243件	183件
来所	1,601件	1,480件
訪問等	2,691件	2,433件
合計	13,081件	12,021件

対象者別内訳	今年度	前年度
利用者・家族	9,486件	9,238件
企業・事業所	3,595件	2,783件
合計	13,081件	12,021件

時期別内訳	今年度	前年度
就職前	3,971件	3,852件
就職後	9,110件	8,169件
合計	13,081件	12,021件

### ◇ 利用者に対する就労・生活支援

① 新規登録者数の状況

(単位:人)

年齢別内訳		15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	不明	合計	
手帳あり	身体障害	視覚障害				1	1			2	
		聴覚障害								0	
		平衡機能障害									0
		音声・言語・咀嚼機能障害						2			2
		肢体不自由(1～3級)		1	1	1	1	1			5
		肢体不自由(4～7級)							1		1
		内部障害 ※1					1				1
	計	0	1	1	1	3	4	1	0	11	
	知的障害	愛の手帳(療育手帳) 1度									0
		2度									0
3度			1	1						2	
4度			13	2	3		1	3		22	
計	0	14	3	3	0	1	3	0	24		
精神障害	障害者手帳 1級									0	
	2級		1	5	4	9	3			22	
	3級			12	14	5	6	1		38	
	計	0	1	17	18	14	9	1	0	60	
手帳なし	精神障害(うつ病・統合失調症など)						1			1	
	発達障害									0	
	てんかん									0	
	高次脳機能障害									0	
	難病患者									0	
	その他									0	
	計	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
合計 ※2	0	16	21	22	17	15	5	0	96		

※1 心臓機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能の障害等

※2 重複障害者は主な障害で分類

うち、発達障害36人、てんかん4人、高次脳機能障害6人を含む

利用経路別内訳	今年度	前年度
ハローワーク	16人	15人
東京障害者職業センター	1人	1人
特別支援学校(盲・ろう学校を含む)	14人	18人
障害福祉サービス事業所(就労移行支援事業所等)	23人	21人
行政機関(福祉事務所、保健センター等)	8人	9人
その他、医療機関等	18人	11人
直接利用	16人	16人
合計	96人	91人

② 年度末の利用登録者数の状況

(単位:人)

年齢別内訳		15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	不明	合計	
手帳あり	身体障害	視覚障害		1	2	3	2	4	6		18
		聴覚障害			2	3	2	5	6		18
		平衡機能障害					1				1
		音声・言語・咀嚼機能障害				1	0	4	2		7
		肢体不自由(1～3級)		2	3	11	12	12	8		48
		肢体不自由(4～7級)			2	1	1	6	13	1	24
		内部障害 ※1				3	5	2	3		13
		計	0	3	9	22	23	33	38	1	129
	知的障害	愛の手帳(療育手帳)1度									0
		2度		1	2	2					5
		3度		4	25	25	20	10	2		86
		4度		45	160	142	62	52	22		483
		計	0	50	187	169	82	62	24	0	574
	精神障害	障害者手帳 1級			1		1	4			6
		2級		3	16	69	103	58	31		280
		3級			53	172	121	128	46		520
		計	0	3	70	241	225	190	77	0	806
	手帳なし	精神障害(うつ病・統合失調症など)			2	6	3	3	1		15
		発達障害					1				1
		てんかん									0
		高次脳機能障害									0
難病患者					1			1		2	
その他										0	
計		0	0	2	7	4	3	2	0	18	
合計 ※2		0	56	268	439	334	288	141	1	1,527	

※1 心臓機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能の障害等

※2 重複障害者は主な障害で分類

③ 新規就職者数の状況

(単位:人)

年齢別内訳		15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	不明	合計	
手帳あり	身体障害	視覚障害								0	
		聴覚障害								0	
		平衡機能障害								0	
		音声・言語・咀嚼機能障害								0	
		肢体不自由(1～3級)		1						1	
		肢体不自由(4～7級)								0	
		内部障害 ※3						1		1	
	計	0	1	0	0	0	1	0	0	2	
	知的障害	愛の手帳(療育手帳) 1度									0
		2度									0
		3度				1	3				4
		4度		1	2	2	1	2	1		9
	計	0	1	2	3	4	2	1	0	13	
精神障害	障害者手帳 1級									0	
	2級			1	3	4	3	1		12	
	3級			2	8	4	5			19	
	計	0	0	3	11	8	8	1	0	31	
手帳なし	精神障害(うつ病・統合失調症など)									0	
	発達障害									0	
	てんかん									0	
	高次脳機能障害									0	
	難病患者									0	
	その他									0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計 ※4		0	2	5	14	12	11	2	0	46	

雇用時間別内訳		一般 (週30時間以上)	短時間 (週20～29時間)	短時間 (週20時間未満)	合計	
手帳あり	身体障害	視覚障害			0	
		聴覚障害			0	
		平衡機能障害			0	
		音声・言語・咀嚼機能障害			0	
		肢体不自由(1～3級)	1		1	
		肢体不自由(4～7級)			0	
		内部障害 ※3	1		1	
	計	2	0	0	2	
	知的障害	愛の手帳(療育手帳) 1度				0
		2度				0
		3度	3	1		4
		4度	6	3		9
	計	9	4	0	13	
精神障害	障害者手帳 1級				0	
	2級	9	1	2	12	
	3級	12	4	3	19	
	計	21	5	5	31	
手帳なし	精神障害(うつ病・統合失調症など)				0	
	発達障害				0	
	てんかん				0	
	高次脳機能障害				0	
	難病患者				0	
	その他				0	
	計	0	0	0	0	
合計 ※4		32	9	5	46	

※3 心臓機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能の障害等

※4 重複障害者は主な障害で分類

うち、発達障害9人、てんかん4人、高次脳機能障害3人を含む

就職先の業種別内訳	人数
建設業	0
製造業	3
電気・ガス業	1
情報通信業	3
運輸業	0
卸売・小売業	7
金融・保険業	4
不動産業	1
飲食店・宿泊業	2
医療・福祉	12
教育・学習支援	0
特例子会社	1
その他 国都区・障害者採用選考	10
サービス業 都チャレンジ雇用	0
清掃・保守請負関係	0
その他	2
就労継続支援A型事業所	0
合 計	46

就職先の業務内訳	人数
事務・事務補助	19
清 掃	9
看護補助	2
受付業務	2
システム監視業務	1
社内広報業務	1
営業・点検業務	1
軽作業	1
接 客	1
保育補助	1
商品の品出し	1
調 理	1
食器洗浄	1
医療器具洗浄	1
洗車	1
かご拭き・段ボール解体など	1
農作業	1
水耕栽培	1
合 計	46

就職先の企業規模別内訳	人数
大企業	42
中小企業 ※5	4
合 計	46

※5 中小企業は、従業員数300人以下の企業

### ③ 退職者数の状況

(単位:人)

就労期間別内訳	6か月未満 ※6	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合 計
身体障害			1		1	2
知的障害	3	1	2		8	14
精神障害	7	4	11		9	31
手帳なし等						0
合 計 ※7	10	5	14	0	18	47

※6 半年勤務で終了した者は6か月未満とカウント

(単位:人)

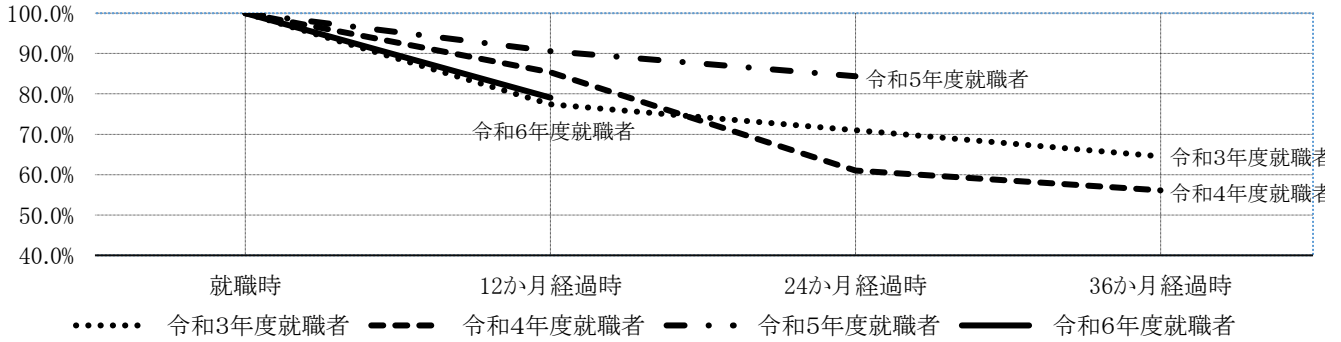
退職理由別内訳 (1/2)	障害・病気 のため	労働条件が 合わない	業務遂行上の 課題あり	人間関係の 悪化	職場以外の 要因
身体障害					
知的障害	4	2	3	1	2
精神障害	13	2	5	2	2
手帳なし等					
合 計 ※7	17	4	8	3	4

退職理由別内訳 (2/2)	労働意欲に 課題あり	キャリアアップ のため	基本的労働 習慣に課題あり	その他	不 明	合 計
身体障害		1	1			2
知的障害		1		1		14
精神障害	1	6				31
手帳なし等						0
合 計 ※7	1	8	1	1	0	47

※7 うち発達障害10人、てんかん2人を含む  
また、退職者のうち8人が再就職

④ 事業年度における職場定着率の状況

	当初就職者数		12か月経過時	24か月経過時	36か月経過時
令和3年度就職者	31人	就職継続者数 職場定着率	24人 77.4%	22人 71.0%	20人 64.5%
令和4年度就職者	41人	就職継続者数 職場定着率	35人 85.4%	25人 61.0%	23人 56.1%
令和5年度就職者	32人	就職継続者数 職場定着率	29人 90.6%	27人 84.4%	— —
令和6年度就職者	43人	就職継続者数 職場定着率	34人 79.1%	— —	— —



◇ スタートアッププログラム

○ スタートアッププログラムの利用状況

(単位:人)

年齢別内訳	15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	合計
身体障害				1		1		2
知的障害		1			1	2		4
精神障害			1	4	2	3		10
手帳なし等								0
合計	0	1	1	5	3	6	0	16

月別の利用数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用開始数	8	1						4			2	1	16
利用終了数			1	2	1	2	2						8
利用者数	8	9	8	6	5	3	1	5	5	5	7	8	

月別のステップアップの推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就労継続支援B型への移行						2			1				3
就労移行支援への移行			1		1								2
就職	1											2	3

## ◇ 職場体験実習

### ○ 職場体験実習の実施状況

	実習場所	実習内容	実習月	実習期間	実習人数
体験型	杉並区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等	8月	1日間	6人
			8月	1日間	
			11月	1日間	
			11月	5日間	
			1月	3日間	
			2月	11日間	
	すぎのこ農園	農園での種蒔き、除草等	5月	3日間	1人
	青色申告会	会報誌の発送等	7月	3日間	2人
			9月	3日間	
	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	7月	3日間	2人
9月			5日間		
ファーマーズマーケット荻窪	野菜、果物の袋詰め等	9月	4日間	1人	
ゆうゆう西荻北館	利用受付、清掃等	8月	3日間	1人	
はちなり苑	備品・玩具の消毒等	9月	3日間	1人	
すぎなみ協働プラザ	参加受付、資料の準備等	10月	1日間	1人	
セッション杉並	利用受付、清掃、軽作業等	9月	4日間	1人	
実践型	杉並区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等	7月	5日間	1人
	杉並区社会福祉協議会	宛名シール貼り、会報発送等	6月	4日間	3人
			10月	4日間	
		2月	3日間		
合 計				70日間	20人

## ◇ 企業の障害者雇用を促進するための支援

### ○ 職場見学会・説明会

実施日	令和7年8月22日(金)
内 容	障害者が働いている様子の見学、人事担当者からの事業内容及び雇用状況の説明
見学先	株式会社ジャックス
見学者	福祉施設等関係機関の支援員など
参加人数	10人

## ◇ 障害者就労に関する情報等の提供

### ○ 杉並区障害者週間事業

実施期間	令和7年12月1日(月)～7日(日)
内 容	当事業団施設や支援内容、訓練内容等を紹介するためのパネル展示及びスライド放映
会 場	杉並区役所、セッション杉並

## ◇ 障害者就労に関する情報等の普及啓発

### ① 就職準備フェア（障害者就職準備・雇用促進フェア）

実施日	令和7年10月3日(金)
内容	障害者雇用をしている企業からの事例報告、ハローワーク新宿からの障害者雇用状況報告、障害者雇用で利用できる支援や制度に関して東京障害者職業センターからの説明
講師	株式会社ドミノ・ピザ・ジャパン HR部コンサルティング課 エキスパート ハローワーク新宿 専門援助第二部門 就職促進指導官 東京障害者職業センター 障害者職業カウンセラー
会場	東京新卒応援ハローワーク 出合いのフロア
参加者	障害者採用担当者、現場担当者等
参加人数	25人
主催	杉並区障害者雇用支援事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センター
協賛	杉並区、新宿区、中野区

### ② ワークサポートセミナー

実施日	令和8年3月13日(金)
内容	第1部 公文式井荻駅前教室の障害者雇用 第2部 公文式井荻駅前教室で働いている方と支援者からのお話
講師	公文式井荻駅前教室 教室経営者 公文式井荻駅前教室 教室スタッフとして働いている障害者本人 就労移行支援事業所 支援員
会場	杉並区役所
参加者	福祉施設等関係機関の支援員、利用者、就労希望の障害者、障害者就労に関心がある方など
参加人数	33人

### ③ 発達障害者と家族の交流会

実施日	令和7年11月16日(日)
内容	あなたらしく幸せに生きて行くために
講師	知的・発達障害者のための集団・個別指導PASS 代表
会場	当事業団 会議室
参加者	発達障害者とその家族
参加人数	12人

### ④ 障害者の家族向けセミナー

実施日	令和8年3月9日(月)
内容	障害のある子の「親なきあと」～「親あるあいだ」の準備～
講師	渡部行政書士事務所「親なきあと」相談室 主宰
会場	当事業団 会議室
参加者	就労を希望する障害者の家族、就労中の障害者の家族、福祉施設等関係機関の支援員など
参加人数	40人

## ◇ 地域の関係機関との連携

### ○ 雇用支援ネットワーク会議

実施目標	支援体制づくりと支援スキルの向上・強化	
開催日	内容	参加人数
第1回 4/8(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度の開催の挨拶(杉並区障害者施設支援課長、杉並区障害者雇用支援事業団常務理事・事務局長)</li> <li>・令和7年度実施計画の検討</li> <li>・ハローワーク求人票の送信希望の確認</li> <li>・各施設・機関の事業実施状況の報告</li> </ul>	23人
第2回 5/13(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度職場体験実習の説明</li> <li>・令和7年度実施計画の検討</li> </ul>	21人
第3回 6/10(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業担当者による障害者雇用への取組と求人情報の説明 (ジャックス、アグレックス、大学生協同組合事業連合、ブレイズ、公文式井荻駅前教室)</li> </ul>	25人
第4回 7/29(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【すぎなみ仕事ねっととの共同開催】</li> <li>・スタートアッププログラムの事例検討</li> </ul>	19人
第5回 8/22(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業見学 (ジャックス)</li> </ul>	10人
第6回 9/9(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援B型利用者への対応に関する事例検討、グループワーク (方南ローカルグッドブリュワーズ)</li> </ul>	18人
第7回 10/14(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用状況とハローワークによる就労相談 (ハローワーク新宿)</li> </ul>	24人
第8回 11/11(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者や医療機関への対応に関する事例検討 (東京さつきホスピタル)</li> </ul>	22人
第9回 12/9(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆうせいチャレンジドで求める人材と長く働くための取組 (ゆうせいチャレンジド)</li> </ul>	26人
第10回 1/27(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【すぎなみ仕事ねっととの共同開催】</li> <li>・就労移行支援事業所及び就労継続支援B型利用者の作業場面での困りごとについてのグループワーク、意見交換 (知的・発達障害者の個別指導・集団指導PASS)</li> </ul>	35人
第11回 2/10(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業担当者による障害者雇用への取組と求人情報の説明 (クオリカ、ソラストフォルテ、世田谷区サービス公社、ビーウィズ)</li> </ul>	23人
第12回 3/10(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の振り返り</li> <li>・令和8年度の実施計画に関するグループワーク</li> </ul>	15人
参加延べ人数		261人

## ◇ 福祉施設等関係機関における就労促進の支援

### ○ 支援者向けセミナー

実施日	令和7年11月11日(火)
内容	精神障害者や医療機関への対応に関する事例検討
講師	特定医療法人 研精会 東京さつきホスピタル 精神科医
会場	杉並区役所
参加者	福祉施設等関係機関の支援員
参加人数	22人
実施日	令和7年12月9日(火)
内容	ゆうせいチャレンジドで求める人材と長く働くための取組
講師	ゆうせいチャレンジド 株式会社 シニアコーチ2名、就労中の障害者2名
会場	ワークサポート杉並 会議室
参加者	福祉施設等関係機関の支援員、利用者
参加人数	26人

## ◇ 就労移行支援事業

### ① 就労移行支援事業の利用状況

(単位:人)

年齢別内訳	15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	合計
身体障害		1			1			2
知的障害		1	1	3	1			6
精神障害				5	3	2		10
手帳なし等								0
合計 ※8	0	2	1	8	5	2	0	18

※8 重複障害者は主な障害で分類

月別の入所数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入所者数	2	1		3	1		2	1	1		1		12

月別の退所数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
退所者数(就職を含む)		2				2					1	3	8

月別の利用数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月初の利用者数	8	8	7	7	9	10	8	10	11	12	12	12

### ② 就労移行支援事業からの就職状況

(単位:人)

年齢別内訳	15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	合計
身体障害								0
知的障害				1	1			2
精神障害			2		2	1		5
手帳なし等								0
合計	0	0	2	1	3	1	0	7

月別の就職数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就職者数	1		2			1	1					2	7

## ◇ 就労定着支援事業

### ○ 就労定着支援事業の利用状況

(単位:人)

年齢別内訳	15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	合計
身体障害								0
知的障害			1		3	1		5
精神障害			1	1	2	3		7
手帳なし等								0
合計			2	1	5	4		12

月別の利用数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用開始数		1					1			1			3
利用終了数									1				1
月初の利用者数	9	10	10	10	10	10	11	11	10	11	11	11	

◇ 団体会員 12団体

1	特定非営利活動法人 杉並いずみ
2	社会福祉法人 杉並希望の家
3	社会福祉法人 済美会 済美職業実習所
4	社会福祉法人 済美会 ひまわり作業所
5	社会福祉法人 虹旗社 杉並・あしたの会福祉作業所
6	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター 就労継続支援B型事業所 チャレンジ
7	社会福祉法人 いたるセンター あげぼの作業所
8	特定非営利活動法人 あおば福祉会
9	一般社団法人 ハミングバード toridori
10	特定非営利活動法人 福祉の家 作業所 にしおぎ館
11	一般社団法人 ワークみらい 就労継続支援B型作業所 ワークみらい
12	特定非営利活動法人 TRY福祉会 就労継続支援B型作業所 ゆい企画

◇ 賛助会員 3件

## IV 運営体制の充実を図るための取組

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 53 条第 2 号に基づく当事業団の運営体制の充実を図るための主な取組は、以下のとおりである。

### 1 外部理事・監事の選任

- 当事業団の理事の定員は、令和 7 年度末時点で 11 名であり、そのうち 8 名は関係機関等からの推薦等による外部理事である。
- 外部理事については、当事業団の実施事業等に対する公益性や専門性のほか、健全性や透明性の高い業務執行等を図る観点から、障害者の就労支援機関、他の公共・公益的団体や区民団体などからの推薦等を受け、理事の選任を行っている。
- また、監事についても、令和 7 年度末時点で 2 名の監事を置いており、うち 1 名は外部からの推薦による外部監事である。監事の役割には、当事業団の業務の執行や財務書類等の監査のほか、事業の報告要求や状況調査等の広範な権限があり、特に外部監事には専門性の高い役割を担ってもらうため、公認会計士協会からの推薦を受けて、監事の選任を行っている。
- なお、新たに選任された外部理事・外部監事に対しては、内閣府作成のパンフレット等も活用しながら、それぞれの役割や義務等のほか、理事会・評議員会の権限・機能等について、事前に説明を行っている。

### 2 評議員の選任

- 当事業団の評議員の定員は、令和 7 年度末時点で 11 名であり、その全員が外部からの推薦による評議員である。
- 評議員には、議決機関である評議員会の構成員として、業務執行体制や業務運営の基本ルールの方定の方ほか、法令等に基づく適正な法人運営が行われているか監視するなどの役割があることから、公益性を重視して、障害者団体、障害者福祉施設、区民団体からの推薦により、評議員の選任を行っている。
- なお、新たに選任された評議員に対しては、内閣府作成のパンフレット等も活用しながら、評議員の役割や義務等のほか、評議員会の権限・機能等について、事前に説明を行っている。

### 3 内部規程等の整備

- 健全性や透明性を確保した業務の実施と円滑な組織運営を行うための基本的なルールとして、以下の内部規程や規則等を整備している。

#### 【財務】

- ・ 財務規程、基本財産管理規程 など

#### 【処務・業務執行】

- ・ 処務規程、情報公開規程、個人情報保護規程
- ・ 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

- ・組織規則、職員倫理要綱 など

#### 【人事・給与】

- ・職員就業規則、嘱託員規則、パートタイマー規則
- ・職員給与規程、職員旅費規則 など

#### 【事業運営】

- ・就労移行支援事業運営規程、就労定着支援事業運営規程
- ・会員規程、登録要綱 など

### 4 会計事務等の適正化

- 会計事務等におけるミスの未然防止と不正行為の発生を抑制するため、会計処理や職員給与等の計算を行う際には、当事業団の経理担当職員と庶務担当職員によるダブルチェック体制を執っている。
- また、各種手引きやマニュアル等の定期的な更新を行うとともに、事務処理ミス等が生じた場合には、マニュアル等の見直しを行うなどの見える化と情報共有を図り、再発防止に努めている。
- さらに、会計処理や税額計算のほか、東京都に提出する定期提出書類等の内容の正確性と適正性を確保するため、事務処理内容のチェックや書類作成、会計処理等に対するアドバイス等の業務について、税理士法人・行政書士法人と顧問契約を締結している。

### 5 その他の事項

#### (1) 個人情報保護研修の受講

- 当事業団の就労支援業務では、利用登録者の障害の状況、健康状態や成育歴などをはじめ、多様な要配慮個人情報を取り扱うことから、個人情報の漏えいや紛失等を防止し、登録者等のプライバシー保護に万全を期すため、業務情報ポータルサイトを活用して、全職員が毎年1回の個人情報保護研修を受講している。

#### (2) 福祉サービス第三者評価の受審

- 障害福祉サービスとして実施している「就労移行支援事業」について、実施事業の透明性の確保とサービスの質の向上を図るため、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関による福祉サービス第三者評価を3年に一度受審している。
- 評価結果は同機構のホームページで公表され、サービスの利用希望者が自分に合ったサービスを選択できるよう、必要な情報が提供されている。

#### (3) 虐待防止委員会の設置

- 障害福祉サービスである「就労移行支援事業」「就労定着支援事業」の支援業務における人権擁護と虐待防止を図るため、外部の第三者委員も参画する虐待防止委員会を令和3年度に設置した。
- 同委員会では、虐待防止マニュアルの作成・更新を行うとともに、職員の虐待防止研修の受講状況や職員による虐待防止チェックリストの確認等を行い、虐待防止の取組強化を行っている。

## V 事業報告の附属明細書

令和7年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないので作成しない。



令和7年度

理事会・評議員会開催状況



## I 理事会開催状況

開催日等		議案番号	件名	結果
第1回	令和7年 4月25日	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 報告事項(1)	令和6年度事業報告について 令和6年度決算報告について 理事候補者の推薦について 監事候補者の推薦について 評議員候補者の推薦について 令和7年度第1回評議員会の招集について 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 報告了承
第2回	令和7年 5月13日 [書面決議]	議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号	理事長の選定について 副理事長の選定について 常務理事の選定について 常務理事を事務局長の職に任命する件について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定
第3回	令和7年 10月22日	議案第11号 議案第12号 報告事項(1)  報告事項(2) 報告事項(3)	理事候補者の推薦について 令和7年度第2回評議員会の招集について 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について  令和7年度上期の事業実績報告について 就労選択支援事業の検討状況等について	原案決定 原案決定 報告了承  報告了承 報告了承
第4回	令和8年 3月23日	議案第13号 議案第14号  議案第15号  議案第16号  議案第17号 議案第18号	令和8年度事業計画について 令和8年度収支予算について（資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を含む） 令和8年度事業団が行う公益目的事業の種類及び内容を記載した書類について 常勤役員の報酬額に関する規則の一部改正について 理事候補者の推薦について 令和7年度第3回評議員会の招集について	原案決定 原案決定  原案決定  原案決定  原案決定 原案決定

## 役員名簿

(令和8年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	白垣 学	杉並区副区長
副理事長	高橋 博	杉並区障害者団体連合会(杉並区身体障害者協会会長)
常務理事	白井 教之	杉並区障害者雇用支援事業団事務局長
理事	谷川 順子	済美会理事長 済美福祉相談室代表
理事	明石 則雄	東京都教育庁指導部 特別支援教育指導課 特別支援教育推進室 就労支援員
理事	相澤 京美	(株)コモン計画研究所代表取締役
理事	佐藤 慎祐	杉並産業協会会長
理事	安尾 真美	特定非営利活動法人さらプロジェクト副理事長
理事	手島 広士	杉並区社会福祉協議会常務理事
理事	本山 徳裕	杉並区シルバー人材センター会長
理事	岡本 勝実	杉並区保健福祉部長
監事	佐藤 昭彦	日本公認会計士協会東京会杉並会元会長
監事	喜多川 和美	杉並区会計管理室長

## II 評議員会開催状況

開催日等		議案番号	件名	結果
第1回	令和7年 5月12日	議案第1号	令和6年度決算報告について	原案決定
		議案第2号	理事の選任について	原案決定
		議案第3号	監事の選任について	原案決定
		議案第4号	評議員の選任について	原案決定
		報告事項(1)	令和6年度事業報告について	報告了承
第2回	令和7年 11月5日	議案第5号	理事の選任について	原案決定
		報告事項(1)	令和7年度上期の事業実績報告について	報告了承
		報告事項(2)	就労選択支援事業の検討状況等について	報告了承
第3回	令和8年 3月30日	議案第6号	令和8年度事業計画について	原案決定
		議案第7号	令和8年度収支予算について（資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を含む）	原案決定
		議案第8号	令和8年度事業団が行う公益目的事業の種類及び内容を記載した書類について	原案決定
		議案第9号	理事の選任について	原案決定

## 評議員名簿

(令和8年3月31日現在)

氏 名	備 考
森川 陽子	同愛会 杉並統括所長
山本 純也	ラルゴ 工房ラルゴ 管理者
小林 哲	東京都手をつなぐ育成会 杉並育成園すだちの里すぎなみ施設長
島本 禎子	あおば福祉会 理事長
藤谷 恵美子	杉並区障害者団体連合会(杉並家族会 幹事)
猪股 恵	杉並区障害者団体連合会(杉並区聴覚障害者協会 理事)
中嶋 純子	杉並区障害者団体連合会(杉並区手をつなぐ育成会 副会長)
根本 美恵子	東京商工会議所杉並支部副会長 工業分科会長
金子 眞知子	杉並障害者福祉会館運営協議会 文化・ボランティア推進事業部長
吉田 寛子	杉並区民生委員児童委員協議会 阿佐谷地区会長
蘆塚 大輔	杉並区町会連合会 会計理事

令和7年度

決 算 書



## 貸借対照表

令和 8年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	21,636,811	26,227,397	△ 4,590,586
未収金	6,151,177	3,752,626	2,398,551
流動資産合計	27,787,988	29,980,023	△ 2,192,035
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	479,892,822	479,885,423	7,399
定期預金	23,232,006	23,232,006	0
基本財産合計	503,124,828	503,117,429	7,399
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
リサイクル預託金	7,800	7,800	0
その他固定資産合計	7,801	7,801	0
固定資産合計	503,132,629	503,125,230	7,399
資産合計	530,920,617	533,105,253	△ 2,184,636
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	7,513,007	7,064,077	448,930
預り金	4,009,158	7,952,916	△ 3,943,758
流動負債合計	11,522,165	15,016,993	△ 3,494,828
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	11,522,165	15,016,993	△ 3,494,828
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
寄付金	503,124,828	503,117,429	7,399
指定正味財産合計	503,124,828	503,117,429	7,399
(うち基本財産への充当額)	(503,124,828)	(503,117,429)	(7,399)
2. 一般正味財産	16,273,624	14,970,831	1,302,793
正味財産合計	519,398,452	518,088,260	1,310,192
負債及び正味財産合計	530,920,617	533,105,253	△ 2,184,636

# 正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日 から令和 8年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	34,368	7,420	26,948
基本財産受取利息振替額	2,851,000	2,847,401	3,599
基本財産運用益計	2,885,368	2,854,821	30,547
受取会費			
団体正会員受取会費	12,000	11,000	1,000
賛助会員受取会費	14,000	14,000	0
受取会費計	26,000	25,000	1,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	727,715	561,077	166,638
受託事業収入	99,393,289	90,103,399	9,289,890
受取訓練等給付金	26,956,619	17,173,975	9,782,644
受取利用者負担金	133,053	33,352	99,701
事業収益計	127,210,676	107,871,803	19,338,873
受取補助金等			
受取区補助金	14,893,553	14,975,287	△ 81,734
受取区サービス推進補助金	1,819,000	2,310,000	△ 491,000
受取区交通費等補助金	751,392	681,480	69,912
受取施設臨時給付金	0	180,000	△ 180,000
受取物価高騰緊急対策補助金	106,530	94,520	12,010
受取補助金等計	17,570,475	18,241,287	△ 670,812
雑収益			
受取利息	86,738	25,997	60,741
雑収益	10,000	0	10,000
雑収益計	96,738	25,997	70,741
経常収益計	147,789,257	129,018,908	18,770,349
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,131,394	5,044,938	86,456
給料手当	53,615,576	46,037,197	7,578,379
非常勤職員報酬	33,823,157	38,193,655	△ 4,370,498
通勤交通費	2,689,770	2,846,351	△ 156,581
退職給付費用	2,610,690	2,373,350	237,340
福利厚生費	236,634	174,175	62,459
法定福利費	17,003,748	15,437,592	1,566,156
旅費交通費	1,285,527	1,196,763	88,764
通信運搬費	1,710,007	1,598,491	111,516
減価償却費	0	539,702	△ 539,702
消耗品費	1,224,093	1,858,668	△ 634,575
修繕費	118,890	238,689	△ 119,799
印刷製本費	211,255	338,690	△ 127,435
燃料費	4,226	4,477	△ 251
光熱水料費	1,409,988	1,422,778	△ 12,790
賃借料	1,780,216	1,668,171	112,045
支払保険料	634,975	719,820	△ 84,845
諸謝金	1,274,050	997,400	276,650
租税公課	7,746,100	6,992,000	754,100
支払負担金	360,800	479,450	△ 118,650
委託費	9,858,986	9,356,115	502,871

図書費	4,730	17,055	△ 12,325
訓練奨励金	38,000	40,000	△ 2,000
支払報酬	0	244,800	△ 244,800
支払利用者工賃	432,328	356,442	75,886
外注加工費	197,432	122,063	75,369
支払交通費給付金	422,792	355,280	67,512
支払給食費給付金	328,600	326,200	2,400
雑費	262,175	299,394	△ 37,219
事業費計	144,416,139	139,279,706	5,136,433
管理費			
役員報酬	634,074	573,522	60,552
非常勤職員報酬	163,842	175,810	△ 11,968
通勤交通費	10,344	14,744	△ 4,400
退職給付費用	6,000	0	6,000
福利厚生費	2,443	941	1,502
法定福利費	173,545	177,778	△ 4,233
旅費交通費	9,103	523	8,580
通信運搬費	34,764	34,800	△ 36
減価償却費	0	28,404	△ 28,404
消耗品費	33,096	38,686	△ 5,590
修繕費	1,406	0	1,406
印刷製本費	264,440	618,530	△ 354,090
光熱水料費	43,608	44,003	△ 395
賃借料	37,248	38,529	△ 1,281
諸謝金	27,000	18,000	9,000
租税公課	107,402	112,675	△ 5,273
委託費	291,675	262,539	29,136
図書費	73,720	81,240	△ 7,520
会議費	21,440	15,918	5,522
渉外交流費	6,000	8,660	△ 2,660
雑費	129,175	126,751	2,424
管理費計	2,070,325	2,372,053	△ 301,728
経常費用計	146,486,464	141,651,759	4,834,705
評価損益等調整前当期経常増減額	1,302,793	△ 12,632,851	13,935,644
当期経常増減額	1,302,793	△ 12,632,851	13,935,644
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
車両運搬具売却益	0	720,831	△ 720,831
経常外収益計	0	720,831	△ 720,831
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	720,831	△ 720,831
税引前当期一般正味財産増減額	1,302,793	△ 11,912,020	13,214,813
当期一般正味財産増減額	1,302,793	△ 11,912,020	13,214,813
一般正味財産期首残高	14,970,831	26,882,851	△ 11,912,020
一般正味財産期末残高	16,273,624	14,970,831	1,302,793
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,858,399	2,854,800	3,599
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 2,851,000	△ 2,847,401	△ 3,599
当期指定正味財産増減額	7,399	7,399	0
指定正味財産期首残高	503,117,429	503,110,030	7,399
指定正味財産期末残高	503,124,828	503,117,429	7,399
III 正味財産期末残高	519,398,452	518,088,260	1,310,192

正味財産増減計算書内訳表

令和 7年 4月 1日 から令和 8年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	0	34,368	34,368
基本財産受取利息振替額	0	2,851,000	2,851,000
基本財産運用益計	0	2,885,368	2,885,368
受取会費			
団体正会員受取会費	12,000	0	12,000
賛助会員受取会費	14,000	0	14,000
受取会費計	26,000	0	26,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	727,715	0	727,715
受託事業収入	99,393,289	0	99,393,289
受取訓練等給付金	26,956,619	0	26,956,619
受取利用者負担金	133,053	0	133,053
事業収益計	127,210,676	0	127,210,676
受取補助金等			
受取区補助金	14,893,553	0	14,893,553
受取区サービス推進補助金	1,819,000	0	1,819,000
受取区交通費等補助金	751,392	0	751,392
受取物価高騰緊急対策補助金	106,530	0	106,530
受取補助金等計	17,570,475	0	17,570,475
雑収益			
受取利息	9,928	76,810	86,738
雑収益	10,000	0	10,000
雑収益計	19,928	76,810	96,738
経常収益計	144,827,079	2,962,178	147,789,257
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,131,394	0	5,131,394
給料手当	53,615,576	0	53,615,576
非常勤職員報酬	33,823,157	0	33,823,157
通勤交通費	2,689,770	0	2,689,770
退職給付費用	2,610,690	0	2,610,690
福利厚生費	236,634	0	236,634
法定福利費	17,003,748	0	17,003,748
旅費交通費	1,285,527	0	1,285,527
通信運搬費	1,710,007	0	1,710,007
消耗品費	1,224,093	0	1,224,093
修繕費	118,890	0	118,890
印刷製本費	211,255	0	211,255
燃料費	4,226	0	4,226
光熱水料費	1,409,988	0	1,409,988
賃借料	1,780,216	0	1,780,216
支払保険料	634,975	0	634,975
諸謝金	1,274,050	0	1,274,050
租税公課	7,746,100	0	7,746,100
支払負担金	360,800	0	360,800
委託費	9,858,986	0	9,858,986

図書費	4,730	0	4,730
訓練奨励金	38,000	0	38,000
支払利用者工賃	432,328	0	432,328
外注加工費	197,432	0	197,432
支払交通費給付金	422,792	0	422,792
支払給食費給付金	328,600	0	328,600
雑費	262,175	0	262,175
事業費計	144,416,139	0	144,416,139
管理費			
役員報酬	0	634,074	634,074
非常勤職員報酬	0	163,842	163,842
通勤交通費	0	10,344	10,344
退職給付費用	0	6,000	6,000
福利厚生費	0	2,443	2,443
法定福利費	0	173,545	173,545
旅費交通費	0	9,103	9,103
通信運搬費	0	34,764	34,764
消耗品費	0	33,096	33,096
修繕費	0	1,406	1,406
印刷製本費	0	264,440	264,440
光熱水料費	0	43,608	43,608
賃借料	0	37,248	37,248
諸謝金	0	27,000	27,000
租税公課	0	107,402	107,402
委託費	0	291,675	291,675
図書費	0	73,720	73,720
会議費	0	21,440	21,440
渉外交流費	0	6,000	6,000
雑費	0	129,175	129,175
管理費計	0	2,070,325	2,070,325
経常費用計	144,416,139	2,070,325	146,486,464
評価損益等調整前当期経常増減額	410,940	891,853	1,302,793
当期経常増減額	410,940	891,853	1,302,793
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	410,940	891,853	1,302,793
当期一般正味財産増減額	410,940	891,853	1,302,793
一般正味財産期首残高	—	—	14,970,831
一般正味財産期末残高	—	—	16,273,624
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	0	2,858,399	2,858,399
一般正味財産への振替額	0	△ 2,851,000	△ 2,851,000
当期指定正味財産増減額	0	7,399	7,399
指定正味財産期首残高	—	—	503,117,429
指定正味財産期末残高	—	—	503,124,828
III 正味財産期末残高	—	—	519,398,452

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
車両運搬具…定額法によっている。
- (3) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	479,885,423	7,399	0	479,892,822
定期預金	23,232,006	0	0	23,232,006
合 計	503,117,429	7,399	0	503,124,828

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
投資有価証券	479,892,822	(479,892,822)	(0)	—
定期預金	23,232,006	(23,232,006)	(0)	—
合 計	503,124,828	(503,124,828)	(0)	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。  
(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,365,470	1,365,469	1

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
福岡市公募公債 2019年第3回	100,000,000	73,050,000	△ 26,950,000
第174回利付国債	79,892,822	56,632,000	△ 23,260,822
千葉県公募公債 第31回	100,000,000	67,270,000	△ 32,730,000
第95回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	66,600,000	△ 33,400,000
神奈川県第52回公募公債	100,000,000	72,257,100	△ 27,742,900
合 計	479,892,822	335,809,100	△ 144,083,722

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	1,249,713	15,376,000	16,143,266	482,447	流動負債
区障害者通所施設サービス推進事業補助金	杉並区	170,000	1,972,000	1,989,000	153,000	流動負債
区障害福祉サービス事業所交通費等補助金	杉並区	△ 153,570	669,972	751,392	△ 234,990	流動資産
都非常用電源等整備促進事業補助金	東京都	△ 94,520	201,050	106,530	0	—
都障害者施設等物価高騰緊急対策支援金	東京都	△ 180,000	180,000	0	0	—
合 計		991,623	18,399,022	18,990,188	400,457	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 目的達成による指定解除（基本財産受取利息）	2,851,000

## 附属明細書

### 1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	479,885,423	7,399	0	479,892,822
	定期預金	23,232,006	0	0	23,232,006
	基本財産計	503,117,429	7,399	0	503,124,828
その他固定資産	車両運搬具	1	0	0	1
	リサイクル預託金	7,800	0	0	7,800
	その他固定資産計	7,801	0	0	7,801

### 2. 引当金の明細

該当なし

**財 産 目 録**  
令和 8年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金 預金	手元保管現金	運転資金	321,167	
		普通預金			
	未収金	みずほ銀行 荻窪支店	運転資金	14,600,217	
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	448,572	
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	6,266,855	
		東京都国民健康保険団体連合会他	訓練等給付金(2・3月分)	5,114,829	
		第3回福岡市公募公債等	基本財産である債券の経過利息	733,210	
		杉並区	令和7年度交通費、給食費補助金 1月～3月分	234,990	
		茂原印刷(株)	軽作業事業収入(3月分)	40,400	
		その他 3件	利用者負担金(3月分)等	27,748	
流動資産合計			27,787,988		
(固定資産)	基本財産	投資有価 証券	福岡市公募公債2019年第3回	管理業務用財産であり、運用益 を管理費の財源として使用して いる。	100,000,000
			第174回利付国債	同上	79,892,822
			千葉県公募公債 第31回	同上	100,000,000
			第95回地方公共団体金融機構債券	同上	100,000,000
			神奈川県第52回公募公債	同上	100,000,000
			西京信用金庫 上井草支店	同上	10,000,000
			東京中央農業協同組合 井荻支店	同上	10,000,000
			山梨中央銀行 荻窪支店	同上	3,232,006
	その他固定資 産	車両運搬 具	軽自動車	共用財産であり、公益目的事業 の用に95%、管理業務の用に5% 供している。公益目的事業の用 に供している部分は、公益目的 保有財産である。	1
			軽自動車	共用財産であり、公益目的事業 の用に95%、管理業務の用に5% 供している。公益目的事業の用 に供している部分は、公益目的 保有財産である。	7,800
固定資産合計			503,132,629		
資産合計			530,920,617		

(流動負債)	未払金	事業団職員	超過勤務手当、旅費及びパートタイ マ報酬 3月分	1,003,022
		杉並年金事務所	社会保険料 3月分	869,395
		杉並区	建物管理委託費 12月～3月分	1,758,653
		杉並区	光熱水費 12月～3月分	499,634
		(有)ボトムライン	ホームページ管理運営委託 3月分	24,310
		栄和清運(株)	廃棄物収集運搬委託代 3月分	4,653
		和泉ビジネスマシン(株)	コピーチャージ料 3月分	91,898
		サイボウズ(株)	officeスタンダードコース 3月分	20,405
		NTT東日本(株)	電話光回線工事費 3月分	46,860
		(株)市川商店	事務用品費 3月分	12,883
		ニフティ(株)	インターネット他使用料 2,3月分	96,060
		オフィスコム(株)	デスク・サイドキャビネット他	142,281
		(株)LITALICO	事業所運営サポートパック 3月分	27,280
		講師1名	生活向上プログラム講師謝礼	73,600
		医療法人社団こころとからだの元 気プラザ	メンタルヘルスカウンセリング 委託費	33,000
		杉並税務署	未払消費税額	2,527,300
		訓練生	交通費、給食費給付金 1月～3 月分	234,990
	訓練生	軽作業工賃 3月分	37,428	
	訓練生	実習奨励金 3月分	3,000	
	その他2件	玄関等入口用足拭マット他	6,355	
預り金	杉並区	令和7年度杉並区補助金返還金	482,447	
	杉並区	令和7年度就労支援センター事業受託 料運営費返還金	3,373,711	
	杉並区	令和7年度サービス推進事業補助 金返還金	153,000	
流動負債合計			11,522,165	
固定負債合計			0	
負債合計			11,522,165	
正味財産			519,398,452	

令和7年度

監 査 報 告 書



令和8年4月16日

## 監査報告書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

理事長 白垣 学 様

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

監事

坂 藤 昭 彦

監事

喜 多 川 和 美

私たち監事は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款第9条及び第27条の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度における業務及び会計に関する監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会に出席するとともに、理事等から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類及び財産目録の正確性を検討しました。

#### 2 監査意見

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。



公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款



# 公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団(以下「事業団」という。)と称する。

(事務所)

**第2条** 事業団は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 事業団は、就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援
- (2) 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援
- (3) 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発
- (4) 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

**第5条** 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

**第6条** 事業団の財産の管理及び運用の方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

**第7条** 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第8条** 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第9条** 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第10条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 事業団に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法

人をいう。)

3 評議員は、事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

**第13条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

**第14条** 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第15条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

**第16条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第17条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第18条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会

の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集する時は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

**第19条** 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

**第20条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

**第21条** 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第22条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第23条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

**第24条** 事業団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。以下同じ。）及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第25条** 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

5 監事には、事業団の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びに事業団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

**第26条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、事業団を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第27条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第28条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残存期間と同一とする。
- 3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第29条** 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき

(役員報酬等)

**第30条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

**第31条** 事業団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

**第32条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第33条** 理事会は次の職務を行う。

(1) 事業団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

**第34条** 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集)

**第35条** 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対して書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

**第36条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

**第37条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第38条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第39条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

**第40条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第41条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

**第42条** 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第43条** 事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により事業団が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第44条** 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第45条** 事業団の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

(設置等)

**第46条** 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 会員

(会員)

**第47条** 事業団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

**第48条** 事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

**第49条** 事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 補則

(委任)

**第50条** この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 事業団の最初の理事長は松沼信夫、副理事長は高橋博、常務理事は土屋義雄とする。

## 附 則

この定款は、平成25年8月30日から施行する。





令和8年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画書・収支予算書

自令和8年4月1日

至令和9年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)



## 目 次

令和8年度事業計画書	.....	1
令和8年度収支予算書 (資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を含む)	.....	9



令和8年度

事業計画書



## I 基本方針

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団（以下「事業団」という。）は、事業団の設立目的である「就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与すること」を推進するため、以下の基本的考え方にに基づき、令和8年度の各種事業を実施するものとする。

### 【基本的考え方】

- 1 事業団の中期計画である「ワークサポート杉並事業推進プラン（令和6年度～令和8年度）」の最終年度にあたることから、プランの総仕上げに向けて、計画化した取組の着実な実施を図り、数値目標の達成を目指す。
- 2 相談業務をはじめ、就労支援・職場定着支援等の業務の実施にあたっては、利用者一人ひとりの障害特性や多様性などに適切に配慮し、利用者本位のサービス提供を行う。
- 3 杉並区の障害者就労における中核的な役割を担う機関として、障害者福祉施設、特別支援学校や医療機関等の関係機関との連携・協働を更に強化して各種事業に取り組む。

重点的な取組としては、事業開始から3年目となる重度障害者等を対象とする「スタートアッププログラム」について、利用者の特性や状況に応じた訓練プログラムとなるよう内容の見直し・充実を図るとともに、令和8年7月から民間企業の障害者の法定雇用率が2.7%に引き上げられることを踏まえ、週20時間未満勤務の短時間雇用を中心とした職場開拓の取組を更に強化する。また、令和9年度を初年度とする次期「ワークサポート杉並事業推進プラン」の策定に向けて、これまでの取組の点検・評価と令和8年1月に実施した利用者アンケート調査の分析を行うとともに、杉並区（以下「区」という。）との連携を密にして、区の障害者施策推進計画等との整合を図った計画となるよう取り組む。

なお、各種事業の実施にあたっては、国や東京都の動向をはじめ、障害者雇用を取り巻く環境変化に的確に対応するとともに、常に事業の点検・見直しを行い、効果的・効率的な事業執行に努めるものとする。また、事業の推進を支える職員のワーク・ライフ・バランスの充実と健康管理に留意するとともに、人材育成計画に基づいて職員の意欲と能力のより一層の向上を図ることとする。

## II 事業計画

### 1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援（第1号事業）

事業名・事業概要	規模等																						
<p>1 就労相談</p> <p>(1) 相談業務 就労希望や就労中の障害者等に対し、就労に関する情報提供をはじめ、安定した職業生活を送るため、日常生活面を含めた幅広い相談業務を行う。</p> <p>(2) 相談体制の充実【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重度障害者や精神障害者等(以下「重度障害者等(※)」)というからの相談に対応し、重度障害者等を対象としたスタートアッププログラムの利用を推奨するとともに、相談者の希望や適性に応じた就労面及び生活面の社会資源を提案するなど、障害の多様化に対応した相談を実施する。</li> <li>○ また、定着支援事業利用者の増加に対応するために、平日の相談時間の延長と土曜相談を継続実施する。</li> </ul> <p>(※)重度障害者等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳1、2級を保持している者及び3級該当障害を2以上重複して有する者</li> <li>②愛の手帳1、2度を保持している者及び障害者職業センターにより職業上重度と判定された者</li> <li>③精神障害者(主治医により短時間勤務が望ましいと判断された者)</li> <li>④短時間雇用を希望する精神障害者</li> <li>⑤就職も福祉サービス事業所への通所もしていない未就労の在宅障害者等</li> </ol>	<table border="0"> <tr> <td>電話等</td> <td>9,000件</td> </tr> <tr> <td>来所</td> <td>1,500件</td> </tr> <tr> <td>訪問等</td> <td>2,500件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,000件</td> </tr> <tr> <td>利用推奨人数</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【平日の相談時間の延長】</td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>毎週木曜日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>19時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【土曜相談】</td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>毎月第2土曜日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>9時～16時</td> </tr> </table>	電話等	9,000件	来所	1,500件	訪問等	2,500件	合計	13,000件	利用推奨人数	24人	【平日の相談時間の延長】		実施日	毎週木曜日	実施時間	19時まで	【土曜相談】		実施日	毎月第2土曜日	実施時間	9時～16時
電話等	9,000件																						
来所	1,500件																						
訪問等	2,500件																						
合計	13,000件																						
利用推奨人数	24人																						
【平日の相談時間の延長】																							
実施日	毎週木曜日																						
実施時間	19時まで																						
【土曜相談】																							
実施日	毎月第2土曜日																						
実施時間	9時～16時																						
<p>2 利用者に対する就労・生活支援及び定着支援</p> <p>(1) 就労・生活支援 ハローワークや相談支援事業所等の関係機関と連携し、利用者の個別支援計画に基づいた就労支援とともに、必要な生活支援を一体的に行う。</p> <p>(2) 定着支援 就職後の安定した就労継続に向けて、電話相談・面談・職場訪問等の定着支援を行う。</p> <p>(3) 困難ケースへの対応力の向上 通常の支援では対応が困難なケースについて、医療機関や福祉施設等の関係機関のアドバイスを踏まえてケース検討を行うなど、職員間の情報共有と支援スキルの向上を図る。</p>	<table border="0"> <tr> <td>新規登録者数</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>登録者数累計</td> <td>1,600人</td> </tr> <tr> <td>新規就職者数</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td>定着支援対象者数</td> <td>900人</td> </tr> <tr> <td>随時実施</td> <td></td> </tr> </table>	新規登録者数	100人	登録者数累計	1,600人	新規就職者数	80人	定着支援対象者数	900人	随時実施													
新規登録者数	100人																						
登録者数累計	1,600人																						
新規就職者数	80人																						
定着支援対象者数	900人																						
随時実施																							
<p>3 職業評価等のアセスメントの充実【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業評価、GATB(一般職業適性検査)、パソコンスキルチェックをパッケージ化したアセスメントを実施し、重度障害者等への対応の工夫や配慮事項及び本人自身ができることを把握する。</li> <li>○ 把握したアセスメント結果に基づき、仕事のマッチングや企業へのアピールポイントなどを本人に提供するほか、スタートアッププログラムの充実及び就労移行支援事業の訓練プログラムの的確な実施等へつなげる。</li> </ul>	<table border="0"> <tr> <td>実施人数</td> <td>10人</td> </tr> </table>	実施人数	10人																				
実施人数	10人																						

事業名・事業概要	規模等																				
4 重度障害者等を対象とするスタートアッププログラム【事業推進プラン】																					
<p>短時間勤務を含む就労や就労系福祉サービスの利用を希望する重度障害者等を対象に、生活リズムを整えて安定した通所に繋げるとともに、障害特性に配慮した訓練プログラムを提供するなど、事業団の就労移行支援事業とも連携を図りながら多様なプログラムを実施する。</p>	<table border="0"> <tr> <td>利用者数</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>原則6か月 最長1年</td> </tr> <tr> <td>利用日数</td> <td>週2日程度</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>10時～16時</td> </tr> <tr> <td>一日あたりの利用定員</td> <td>4人</td> </tr> </table>	利用者数	12人	利用期間	原則6か月 最長1年	利用日数	週2日程度	実施時間	10時～16時	一日あたりの利用定員	4人										
利用者数	12人																				
利用期間	原則6か月 最長1年																				
利用日数	週2日程度																				
実施時間	10時～16時																				
一日あたりの利用定員	4人																				
5 職場体験実習																					
<p>就労を希望する福祉施設利用者等を対象に、就職への意欲の向上を図るため、区の要綱に基づいて区役所や区内の企業等での職場体験実習を実施する。</p>	<table border="0"> <tr> <td>実施人数</td> <td>55人</td> </tr> </table>	実施人数	55人																		
実施人数	55人																				
6 安心して働き続けるための意識啓発支援、余暇活動支援																					
<p>(1) 精神障害者交流セミナー及び発達障害者交流セミナーの実施【事業推進プラン】 働いている精神障害者及び発達障害者を対象とする交流セミナーにより、働き続けるためのコツや将来的に自立するためのヒントなどの講話を聞く場を設けるとともに、当事者同士による情報共有の場を提供する。</p> <p>(2) ワクサポ広場及び知的障害者交流会の実施【事業推進プラン】 働いている知的障害者を対象に、ワクサポ広場(平日の夕方)及び知的障害者交流会(土曜日または日曜日)を実施し、楽しみながら基本的なビジネスマナーなどを学べる場を設け、余暇活動支援の充実を図る。</p>	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">【精神障害者交流セミナー】</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【発達障害者交流セミナー】</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【ワクサポ広場】</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>年10回</td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>第3金曜日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>18時30分～19時45分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【知的障害者交流会】</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>年2回</td> </tr> </table>	【精神障害者交流セミナー】		実施回数	年2回	【発達障害者交流セミナー】		実施回数	年2回	【ワクサポ広場】		実施回数	年10回	実施日	第3金曜日	実施時間	18時30分～19時45分	【知的障害者交流会】		実施回数	年2回
【精神障害者交流セミナー】																					
実施回数	年2回																				
【発達障害者交流セミナー】																					
実施回数	年2回																				
【ワクサポ広場】																					
実施回数	年10回																				
実施日	第3金曜日																				
実施時間	18時30分～19時45分																				
【知的障害者交流会】																					
実施回数	年2回																				

## 2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援（第2号事業）

事業名・事業概要	規模等
1 障害者雇用に関する情報の提供	
<p>(1) 企業向けリーフレットの作成 企業による障害者雇用を推進するため、障害者雇用制度のほか障害特性や対応方法などの内容を盛り込んだリーフレットを作成し、区内企業等に配布する。</p> <p>(2) 企業との個別相談 障害者を雇用している事業者やこれから障害者を雇用する意向のある事業者からの相談を受け、障害者の新規雇用や職場定着に関する助言、その他の援助を行う。</p>	<p>作成部数 100部</p> <p>相談件数 3,000件</p>
2 職場開拓の実施【事業推進プラン】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内近隣の企業を訪問して、重度障害者等の特性に対する配慮事項や活用できる障害者雇用制度などを説明する。</li> <li>○ 重度障害者等が通勤しやすい区内近隣の企業や週10時間以上20時間未満勤務の職場開拓を実施する。</li> <li>○ ハローワークと連携して障害者未雇用事業所を訪問し、多様な働き方に対応した新たな雇用先を開拓する。</li> </ul>	<p>訪問企業数 25社</p> <p>開拓企業数 2社</p>
3 企業の障害者雇用を推進するための支援【事業推進プラン】	
<p>(1) 企業に対する訓練見学会の実施 企業担当者が実際に訓練事業を見学して、就労を目指す障害者と交流する場を設け、障害者ができる業務内容や具体的な業務の切り出し、障害に関する配慮事項などを理解、共有できるよう働きかける。</p> <p>(2) 企業同士による情報交換会の実施 複数の企業が同日に訓練事業を見学する場を設け、企業同士による情報交換会を実施する。</p>	<p>随時実施</p> <p>随時実施</p>
4 障害者雇用における企業との連携・協働【事業推進プラン】	
<p>職場見学会・説明会の実施 企業との連携・協働により、利用登録者や福祉施設等関係機関の利用者が企業を見学して、企業担当者から業務内容などに関する説明を聞く場を設ける。</p>	<p>実施回数 年3回</p>

### 3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発（第3号事業）

事業名・事業概要	規模等	
1 障害者就労に関する情報等の収集		
<p>(1) 城南ブロック就労支援連絡会への参加 都内の就労支援機関による連絡会に参加し、障害者就労の事業実施や障害者の就労支援に関する情報等を収集する。</p> <p>(2) 各種関係機関連絡会議への参加 区内近隣の関係機関との連携及び情報交換を行い、障害者就労に関する情報等を収集する。</p>	<p>年4回</p> <p>ハローワーク障害者雇用連絡会議等</p>	
2 障害者就労に関する情報等の提供		
<p>(1) ワークサポート杉並だよりの発行 事業団の活動状況等を紹介する広報紙を定期的に発行し、障害者就労に関する情報提供の充実を図る。</p> <p>(2) ホームページによる情報発信 事業団の様々な事業活動や運営状況のほか、障害者雇用に関する情報を事業団ホームページに掲載し、発信する。</p> <p>(3) 各種イベント等への参加 地域で開催される各種イベント等に参加し、事業団事業の広報活動を行う。</p>	<p>1回あたりの部数 1,300部 発行回数 年4回</p> <p>随時更新</p> <p>杉並区障害者週間事業、特別支援学校での説明会等</p>	
3 障害者就労に関する情報等の普及啓発		
<p>(1) 就職準備フェアの実施 新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターとの共催で就職準備フェアを開催し、障害者の就労と企業による雇用の促進を図る。</p> <p>(2) ワークサポートセミナーの実施 障害者就労や障害者雇用等をテーマとするセミナーを開催し、広く障害者就労に関する理解を深める。</p> <p>(3) 発達障害者と家族の交流会の実施【事業推進プラン】 働いている発達障害者とその家族のための交流会を開催し、情報共有の場を提供する。</p> <p>(4) 障害者の家族向けセミナーの実施【事業推進プラン】 障害者就労や障害者の将来の自立などをテーマに、障害者の家族対象のセミナーを開催するとともに、家族同士の意見交換の場を提供する。</p> <p>(5) 福祉施設等関係機関の社会資源に関する情報提供【事業推進プラン】 働いている障害者を対象とした交流セミナーやワクサポ広場などにおいて、障害者地域相談支援センター「すまいる」の職員などから、働きながら使える福祉サービスなどの社会資源に関する情報を受けられる場を提供する。</p>	<p>実施回数 年1回</p> <p>実施回数 年1回</p> <p>実施回数 年1回</p> <p>実施回数 年1回</p> <p>実施回数 年3回</p>	
4 利用登録者を対象としたアンケート調査の結果分析		
<p>令和8年1月に実施した利用登録者に対するアンケート調査の結果を分析し、効果的かつ効率的な就労支援及び定着支援となるよう、今後の支援方法を検討するとともに、事業推進プラン改定の基礎資料とする。</p>	<p>調査対象 約1,300人</p>	

#### 4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援（第4号事業）

事業名・事業概要	規模等
<p>1 地域の関係機関との連携</p> <p>(1) 雇用支援ネットワーク会議の開催【事業推進プラン】            障害当事者の意見を直接聞いて、支援の取組に反映するとともに、福祉施設等関係機関の支援員が課題を把握して解決策を学び合い、共有できる場を提供することにより、障害者の就労支援の充実と支援力の向上を図る。</p> <p>(2) 保健センターや高次脳機能障害者支援機関との情報共有及び連携の強化【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神障害者一人ひとりの障害の特性に応じた支援方法や障害者自身が健康管理を行って障害理解を深める方法などに関して、保健センターとの情報共有を図り、連携を強化する。</li> <li>○ 高次脳機能障害者の障害特性や対応方法、障害者自身の障害理解の深め方や就労支援などに関して、高次脳機能障害者の支援機関との情報共有を図り、連携を強化する。</li> </ul> <p>(3) 医療機関への情報の提供と共有及び連携の強化【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害の重度化や多様化に伴い、主治医への迅速な情報提供や詳細な情報共有を図り、主治医との連携を強化する。</li> <li>○ 医療機関から通院同行時の聞き取りや情報提供書などにより、精神障害や発達障害など、様々な障害や症状を抱えた方とその家族に対応するためのアドバイスを得て、支援に反映する。</li> </ul> <p>(4) 特別支援学校等との連携の促進            特別支援学校への学校訪問や生徒が行う採用前の職場実習への同行などを実施し、スムーズな定着支援につなげる。</p>	<p>実施回数 年12回</p> <p>随時実施</p> <p>随時実施</p> <p>随時実施</p>
<p>2 福祉施設等関係機関における就労促進の支援</p> <p>(1) 福祉施設等関係機関への障害者就労に関する情報提供等及び連携の促進【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内の福祉施設等関係機関に対して、障害者就労に関する情報の提供を行い、福祉施設等の利用者が就職活動する際の支援を連携して行う。</li> <li>○ 重度障害者等に関する障害特性や配慮事項、環境整備などの情報共有を図り、福祉施設等の関係機関との連携を促進する。</li> </ul> <p>(2) 支援者向けセミナーの実施            福祉施設等関係機関の支援員に向けた障害者就労に関するセミナーを開催し、支援スキルの向上を図る。</p>	<p>随時実施</p> <p>実施回数 年1回</p>

## 5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（第5号事業）

事業名・事業概要	規模等
<p>1 就労移行支援事業</p> <p>(1) 就労移行支援事業利用者の安定的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内の福祉施設等関係機関、福祉事務所、保健センター、障害者地域相談支援センター、特別支援学校などの情報交換を通じて、就労移行支援事業利用希望者の把握に努める。</li> <li>○ また、就労移行支援事業利用希望者の理解を深めるため、訓練プログラムの見学や実習の受け入れなどを行う。</li> </ul> <p>(2) 訓練プログラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の障害特性や希望に応じて、職業準備性を高める訓練プログラムを実施する。</li> <li>○ 外部講師による講義や施設外活動の訓練プログラムを実施する。</li> <li>○ スタートアッププログラムと緊密に連携し、事業効果の向上を図る。</li> </ul> <p>(3) 福祉サービス第三者評価の受審</p> <p>3年ごとの福祉サービス第三者評価を受審し、提供サービスの再点検と更なるサービス内容の向上を図る。</p>	<p>随時実施</p> <p>利用期間 2年間            利用定員 10人            開所日数 年240日            利用時間 10時～16時            就職時の定着支援 6か月</p> <p>(令和6年度受審)</p>
<p>2 就労定着支援事業</p> <p>就労移行支援事業の利用から就職して就職後6か月を経過した障害者を対象として、職場訪問や面談等による定着支援を行う。</p>	<p>利用期間 3年間            利用者数 10人</p>
<p>3 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の運営検討【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労移行支援事業について、事業実績や事業環境の変化に応じた今後の事業運営のあり方等に関する検討を継続実施する。</li> <li>○ 先行実施した就労選択支援事業所の取組状況を把握するほか、国や都の動向も踏まえつつ、区と調整を図りながら新たな事業実施に向けた研究を行う。</li> </ul>	<p>随時実施</p>



令和8年度

収 支 予 算 書

(資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を含む)



# 令和8年度 収支予算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	69,000	34,000	35,000
基本財産受取利息振替額	2,851,000	2,851,000	0
基本財産運用益計	2,920,000	2,885,000	35,000
受取会費			
団体会員受取会費	13,000	13,000	0
賛助会員受取会費	14,000	14,000	0
受取会費計	27,000	27,000	0
事業収益			
就労移行支援事業収入	875,000	867,000	8,000
受託事業収入	117,118,000	102,767,000	14,351,000
受取訓練等給付金	36,521,000	27,490,000	9,031,000
受取利用者負担金	100,000	100,000	0
施設外就労業務事業収入	20,000	20,000	0
事業収益計	154,634,000	131,244,000	23,390,000
受取補助金			
受取国庫補助金	20,000	20,000	0
受取区補助金	17,578,000	15,376,000	2,202,000
受取区サービス推進費補助金	2,040,000	2,040,000	0
受取区交通費等補助金	731,000	688,000	43,000
受取補助金計	20,369,000	18,124,000	2,245,000
雑収益			
受取利息	86,000	2,000	84,000
雑収益	7,000	7,000	0
雑収益計	93,000	9,000	84,000
経常収益計	178,043,000	152,289,000	25,754,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,500,000	5,131,000	369,000
給料手当	58,619,000	55,110,000	3,509,000
非常勤職員報酬	50,483,000	34,711,000	15,772,000
通勤交通費	3,059,000	2,977,000	82,000
退職給付費用	2,520,000	2,520,000	0
福利厚生費	249,000	335,000	△ 86,000
法定福利費	21,242,000	17,872,000	3,370,000
旅費交通費	1,378,000	1,582,000	△ 204,000
通信運搬費	1,388,000	1,734,000	△ 346,000
消耗品費	1,461,000	1,392,000	69,000
修繕費	425,000	485,000	△ 60,000
印刷製本費	155,000	322,000	△ 167,000
燃料費	10,000	30,000	△ 20,000
光熱水料費	1,844,000	1,901,000	△ 57,000
賃借料	2,510,000	2,142,000	368,000
支払保険料	865,000	846,000	19,000
諸謝金	2,471,000	2,394,000	77,000
租税公課	8,892,000	7,742,000	1,150,000
支払負担金	446,000	446,000	0
委託費	11,610,000	9,928,000	1,682,000
図書費	28,000	28,000	0

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
訓練奨励金	60,000	60,000	0
支払利用者工賃	352,000	480,000	△ 128,000
外注加工費	390,000	246,000	144,000
施設外就労作業工賃	20,000	20,000	0
支払交通費給付金	325,000	306,000	19,000
支払給食費給付金	406,000	382,000	24,000
雑費	331,000	331,000	0
事業費計	177,039,000	151,453,000	25,586,000
管理費			
役員報酬	793,000	774,000	19,000
非常勤職員報酬	209,000	177,000	32,000
通勤交通費	16,000	15,000	1,000
福利厚生費	3,000	5,000	△ 2,000
法定福利費	229,000	202,000	27,000
旅費交通費	2,000	2,000	0
通信運搬費	29,000	32,000	△ 3,000
消耗品費	31,000	33,000	△ 2,000
修繕費	1,000	1,000	0
印刷製本費	342,000	394,000	△ 52,000
光熱水料費	57,000	59,000	△ 2,000
賃借料	58,000	47,000	11,000
諸謝金	27,000	27,000	0
租税公課	112,000	72,000	40,000
委託費	344,000	291,000	53,000
図書費	78,000	89,000	△ 11,000
会議費	0	40,000	△ 40,000
渉外交流費	0	15,000	△ 15,000
雑費	100,000	100,000	0
管理費計	2,431,000	2,375,000	56,000
経常費用計	179,470,000	153,828,000	25,642,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,427,000	△ 1,539,000	112,000
当期経常増減額	△ 1,427,000	△ 1,539,000	112,000
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,427,000	△ 1,539,000	112,000
一般正味財産期首残高	14,970,831	26,882,851	△ 11,912,020
一般正味財産期末残高	13,543,831	25,343,851	△ 11,800,020
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息	2,851,000	2,851,000	0
一般正味財産への振替額	△ 2,851,000	△ 2,851,000	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	503,117,429	503,110,030	7,399
指定正味財産期末残高	503,117,429	503,110,030	7,399
III 正味財産期末残高	516,661,260	528,453,881	△ 11,792,621

**令和8年度 収支予算書内訳表**  
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	0	69,000	69,000
基本財産受取利息振替額	0	2,851,000	2,851,000
基本財産運用益計	0	2,920,000	2,920,000
受取会費			
団体会員受取会費	13,000	0	13,000
賛助会員受取会費	14,000	0	14,000
受取会費計	27,000	0	27,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	875,000	0	875,000
受託事業収入	117,118,000	0	117,118,000
受取訓練等給付金	36,521,000	0	36,521,000
受取利用者負担金	100,000	0	100,000
施設外就労業務事業収入	20,000	0	20,000
事業収益計	154,634,000	0	154,634,000
受取補助金			
受取国庫補助金	20,000	0	20,000
受取区補助金	17,578,000	0	17,578,000
受取区サービス推進費補助金	2,040,000	0	2,040,000
受取区交通費等補助金	731,000	0	731,000
受取補助金計	20,369,000	0	20,369,000
雑収益			
受取利息	9,000	77,000	86,000
雑収益	4,000	3,000	7,000
雑収益計	13,000	80,000	93,000
経常収益計	175,043,000	3,000,000	178,043,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,500,000	0	5,500,000
給料手当	58,619,000	0	58,619,000
非常勤職員報酬	50,483,000	0	50,483,000
通勤交通費	3,059,000	0	3,059,000
退職給付費用	2,520,000	0	2,520,000
福利厚生費	249,000	0	249,000
法定福利費	21,242,000	0	21,242,000
旅費交通費	1,378,000	0	1,378,000
通信運搬費	1,388,000	0	1,388,000
消耗品費	1,461,000	0	1,461,000
修繕費	425,000	0	425,000
印刷製本費	155,000	0	155,000
燃料費	10,000	0	10,000
光熱水料費	1,844,000	0	1,844,000
賃借料	2,510,000	0	2,510,000
支払保険料	865,000	0	865,000
諸謝金	2,471,000	0	2,471,000
租税公課	8,892,000	0	8,892,000
支払負担金	446,000	0	446,000
委託費	11,610,000	0	11,610,000
図書費	28,000	0	28,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 合計	法人会計	合 計
訓練奨励金	60,000	0	60,000
支払利用者工賃	352,000	0	352,000
外注加工費	390,000	0	390,000
施設外就労作業工賃	20,000	0	20,000
支払交通費給付金	325,000	0	325,000
支払給食費給付金	406,000	0	406,000
雑費	331,000	0	331,000
事業費計	177,039,000	0	177,039,000
管理費			
役員報酬	0	793,000	793,000
非常勤職員報酬	0	209,000	209,000
通勤交通費	0	16,000	16,000
福利厚生費	0	3,000	3,000
法定福利費	0	229,000	229,000
旅費交通費	0	2,000	2,000
通信運搬費	0	29,000	29,000
消耗品費	0	31,000	31,000
修繕費	0	1,000	1,000
印刷製本費	0	342,000	342,000
光熱水料費	0	57,000	57,000
賃借料	0	58,000	58,000
諸謝金	0	27,000	27,000
租税公課	0	112,000	112,000
委託費	0	344,000	344,000
図書費	0	78,000	78,000
雑費	0	100,000	100,000
管理費計	0	2,431,000	2,431,000
経常費用計	177,039,000	2,431,000	179,470,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,996,000	569,000	△ 1,427,000
当期経常増減額	△ 1,996,000	569,000	△ 1,427,000
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,996,000	569,000	△ 1,427,000
一般正味財産期首残高	—	—	14,970,831
一般正味財産期末残高	—	—	13,543,831
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息	0	2,851,000	2,851,000
一般正味財産への振替額	0	△ 2,851,000	△ 2,851,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	—	—	503,117,429
指定正味財産期末残高	—	—	503,117,429
III 正味財産期末残高	—	—	516,661,260

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類  
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借り入れの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。





